

2005年度 事業計画

1. スポーツ仲裁事業

2. スポーツに関する法及びスポーツ仲裁に関する事業

- ・スポーツ仲裁法研究会の開催
スポーツ仲裁・スポーツに関する法の研究をし、仲裁人候補者である研究会メンバーのスポーツ仲裁・スポーツに関する法に対する理解を深め、またその成果を公表することによって広く一般の知識レベルの向上に資する。年2~3回程度開催予定。
- ・スポーツ仲裁シンポジウムの開催
2004年度開催し盛況であったことを受け、本年度も秋に開催を予定する。このシンポジウムはスポーツ法研究会での研究の成果をもとに、広く社会にスポーツ法・スポーツ仲裁の意義と重要性をさらにアピールすることを目的とする。
- ・スポーツ仲裁に関する説明会開催
スポーツ仲裁・スポーツ法の理解のためアスリート・各競技団体等向け説明会を年1~2回程度開催する。
- ・スポーツ仲裁、スポーツ関連法に関する文献収集、及び文献リストの公表
スポーツ仲裁、スポーツに関する法を題材とした文献を収集し、それらのリストを作成し、ホームページ等で公表する。
- ・諸外国におけるスポーツ関連仲裁機関との情報交換及び交流

3. その他

その他、日本スポーツ仲裁機構規程第4条に定める事業のうち、必要なものを行う。

以上